

新潟県ホッケー協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、新潟県ホッケー協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局の所在地)

第2条 本会の事務局は、新潟県新潟市西蒲区巻乙30番地1 新潟県立巻高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、ホッケー競技の健全なる普及発展に寄与し、県民の品位及び体位の向上に貢献するとともに、スポーツ精神を養い各団体の親睦と融和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 県内におけるホッケー競技の審議・連絡に関すること。
- (2) 各種大会の主催及び後援に関すること。
- (3) ホッケー競技の振興・普及を図るための各種講習会の開催に関すること。
- (4) ホッケー競技功労者・優秀競技者の表彰に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第3章 組織

(組織)

第5条 本会は、新潟県内のホッケー団体及びホッケー愛好者（以下「団体等」という。）をもって組織する。

(加盟)

第6条 本会に加盟しようとする団体等は、加盟申請書に必要事項を記入し、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項申請書の提出があった場合、理事会に諮り加盟の可否を決定し、総会の承認を得たのち、当該団体にその旨通知する。
- 3 本会の目的に賛同するものは、賛助会員となることができる。

(脱会)

第7条 加盟団体等が本会を脱会するときは、その理由を添えて会長に申し出たとき、又は加盟団体として不相当と認められたときは、理事会の議決を経て脱会又は除名することができる。

- 2 会長は、加盟団体等の脱会又は除名が決定された場合は、その旨を総会に報告する。

第4章 役員

(役員)

第8条 本会には次の役員を置く。

- | | |
|------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 1名 |
| 理事 | 若干名 |
| 評議員 | 若干名 |
| 監事 | 若干名 |

(役員を選任)

第9条 会長は、評議員会にて選任する。

- 2 副会長は、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 理事長は、理事会において互選する。
- 4 理事は、評議員会で選任する。なお、会長は選出理事のほか会長が推薦する者を理事会に諮り理事に委嘱することができる。
- 5 評議員は、加盟団体より各1名を選出する。
- 6 監事は、評議員会の議決を経て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

- 第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、理事会、評議員会の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、予め会長が指定した順序によりその職務を代理する。
 - 3 理事長は、会長の命を受けて、本会の会務を掌理し、日常の業務を処理する。
 - 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 5 理事は、理事会を組織し、第16条1項に規定する事項を審議する。
 - 6 監事は本会の財務を監査する。

(顧問)

- 第11条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、本会に役員であった者、ならびに本会の振興とホッケー競技の普及振興に貢献され又は協力される者の中から理事会の決議により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、重要な会務について、理事会、評議員会に出席して会長の諮問に応ずる。

(任期)

- 第12条 本会役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間を務めるものとし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
 - 3 役員は、任期満了しても後任が就任するまでは、その職務を行う。

(事務局)

- 第13条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長および事務局員を置く。
- 2 事務局長および事務局員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第5章 機関

(機関)

- 第14条 本会に、次の機関を置く。
- (1) 評議員会
 - (2) 理事会
 - (3) 専門委員会

(評議員会)

- 第15条 評議員会は、会長、副会長、理事、および評議員をもって構成し、次に掲げる事項について審議し決定する。
- (1) 規約の制定および改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) その他本会の運営に関する重要な事項に関すること。
- 2 評議員会は、会長が招集する。
 - 3 評議員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、審議し、決定することができない。ただし、評議員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された議事について、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
 - 4 評議員会の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

- 第16条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 評議員会から委任された事項に関すること。
 - (2) 評議員会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置及び付託事項に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 2 理事会は、会長が招集する。
 - 3 会長は、理事会において審議し、決定した事項を、次の評議員会に報告しなければならない。

(専門委員会)

- 第17条 本会は、理事会の議決を経て、目的及び事業遂行のため各種の専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関する規定は、理事会が別に定める。
 - 3 専門委員会の委員長は、必要に応じ評議員会及び理事会に出席して意見を述べるることができる。
 - 4 その他専門委員会に関し必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

第6章 会長の専決処分

(専決処分)

- 第18条 会長は、評議員会及び理事会を招集するいとまがないとき、又は評議員会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときには、これを次の評議員会等に報告し、その同意を得なければならない。

第7章 会計

(経費)

- 第19条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。
- (1) 加盟団体負担金（別表による）
 - (2) 補助金及び交付金
 - (3) 寄付金及び賛助会費
 - (4) その他の収入

(予算及び決算)

- 第20条 本会の収支予算は、評議員会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て評議員会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

- 第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 補則

(補則)

- 第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は平成19年10月16日から施行する。

別表（加盟団体負担金） 平成25年度改正

種別	対象者	一人当たりの負担金
一般	加盟申請書の選手・役員	2,200円
大学	加盟申請書の選手・マネージャー	1,800円
高校	加盟申請書の選手・マネージャー	1,400円
中学校	加盟申請書の選手	1,000円
スポ少	加盟申請書の選手	600円

平成25年7月3日一部改正

平成26年5月1日一部改正